

中央区民設民営学童クラブ事業実施事業者募集要項

学齢期の児童数の増加により、学童クラブの定員拡大が課題となっています。待機児童が多く発生している日本橋地域、または、今後もさらに人口増加による待機児童の発生が見込まれる月島地域において、放課後の新たな子どもの居場所を確保するため、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の学童クラブ運営事業者を募集します。

1 概要

(1) 事業の内容

中央区が実施している学童クラブ（公設公営、公設民営（指定管理者制度による運営））と同等以上のサービスが提供できる放課後児童健全育成事業の実施事業者を募集する。

(2) 開設時期

令和8年4月1日

※令和7年度中に開設準備をし、令和8年4月1日から運営を開始

(3) 開設場所

日本橋地域（住所：日本橋本石町、日本橋室町、日本橋本町、日本橋小舟町、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、日本橋堀留町、日本橋富沢町、日本橋人形町、日本橋小網町、日本橋蛸殻町、日本橋箱崎町、日本橋馬喰町、日本橋横山町、東日本橋、日本橋久松町、日本橋浜町、日本橋中州、八重洲一丁目、日本橋、日本橋茅場町、日本橋兜町）
または月島地域（住所：佃、月島、勝どき、豊海町、晴海）

(4) 定員

1クラブあたり 30人以上40人以下

(5) 募集数

1か所3クラブ以内

2 応募要件

次の（1）から（3）の要件をすべて満たすこと

(1) 事業を継続して安定的に運営できるもので、東京都内に事業所を有し、東京都内で放課後児童健全育成事業の事業実績が5年以上ある法人であること。

(2) 令和8年4月1日に事業開始ができること。

(3) 法人及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。

① 法律行為を行う能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者

② 中央区契約事務規則第4条に規定する入札参加停止処分を受けている者又は中央区契約関係暴力団等排除措置要項第3条に規定する入札参加除外措置を受けている者

③ 地方自治施行令第167条の4規定に相当する者

④ 国税及び地方税を滞納している者

⑤ 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続をしている者

3 運営要件

中央区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第23号）第5条に定める一般原則を満たす事業であり、かつ厚生労働省が策定する放課後児童健全育成事業実施要綱に規定する事業の内容と東京都認証学童クラブ事業実施要綱（以下「都要綱」という。）に基づいた運営を実施すること。また、都要綱に基づく認証を受けること。

(1) 開設日・開設時間

原則として中央区で実施している学童クラブと同等以上とすること。

開設日：月曜日から土曜日（年末年始、国民の休日等を除く）

1年間に250日以上開所すること。

開設時間：月曜日～金曜日＝下校時から午後7時30分以降

土曜日＝午前8時から午後7時以降

学校休業日＝午前8時から午後7時30分以降

(2) 対象児童

区内の小学校に在学している児童または区内に居住し、区の区域外に在学している児童で、放課後帰宅しても保護者の就労等により家庭で適切な保護育成を受けられない児童。

(3) 利用料金

料金の月額は、14,000円を超えない料金設定とすること。

なお、午前8時から午後7時までを除く時間の利用を延長利用とし、別途延長利用料金を設定することは可能とする。

(4) 基本サービス

区が運営している学童クラブと同等のサービスを提供すること。

(5) 付加サービス

習い事や送迎サービス等の付加価値サービスの提供は可能とする。

(6) おやつ提供

学童クラブで購入し提供する。（アレルギー食のおやつは可能な範囲で対応）

(7) 巡回指導の実施

区が実施する巡回指導において指摘事項等があった場合については、区と協議のうえ改善すること。

(8) 利用の期間

利用期間は4月から翌年3月までの1年間とし、毎年度利用児童を募集すること。

※年度途中の入会・退会は随時行うこと。また入会、退会の情報は発生月の翌月5日までに区へ報告すること。

(9) 利用者の募集・決定

事業者は、区内に居住する小学生を対象に募集し、区の基準に準じて決定すること。募集方法、スケジュール及び資料は事前に区と調整すること。

(10) 利用児童の情報は区と共有するため、個人情報の提供について予め保護者の同意を得ること。

(11) 児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な保険に加入すること。

（区が加入している特別区自治体総合賠償責任保険の補償内容以上のものとする）

(12) 児童が利用しない時間帯は、事業者が学童クラブ室を他の用途に使用することは可能とする。但し、児童の個人情報には配慮すること。

4 施設・設備要件

- (1) 中央区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に定める基準を満たしていること。(保育専用の部屋・台所・専用便所(2器)・手洗い場・ランドセル収納ロッカー・冷蔵庫・テーブル・電話・冷暖房等を整備すること。)
- (2) 都市計画法、建築基準法、消防法、東京都福祉のまちづくり条例等、その他関係法令の要件を遵守すること。
- (3) 専用区画(遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画)の面積は、児童1人につき、1.65㎡以上確保すること。
※面積算定は、設備部分を除いた面積とすること。
- (4) 学校110番を設置し、保守点検・報告を事業者が行うこと。
- (5) 専用区画は衛生及び安全が確保されていること。

5 事業者が行う主要な業務

(1) 保育業務

- ① 当館出欠確認、安全確保・確認、帰宅管理に関すること。
- ② 心身の状態や活動状況の把握に関すること。
- ③ おやつを提供に関すること。
- ④ 家庭との連絡、情報交換に関すること。
- ⑤ 児童の自主性や適正な生活習慣のための指導に関すること。

(2) 施設管理

- ① 館内衛生管理に関すること。
- ② 防犯、防火、警備に関すること。
- ③ 各種設備等の適正な管理に関すること。

(3) 事業運営

- ① 利用児童の募集及び入会手続きに関すること。
- ② 利用料の決定、徴収に関すること。
- ③ 職員の確保と資質の向上に関すること。
- ④ 保護者、学校、地域との連携構築に関すること。
- ⑤ 災害・緊急対応のためのマニュアル作成や訓練の実施に関すること。
- ⑥ 個人情報保護に関すること。
- ⑦ 区との連携に関すること。

(4) 報告事項

① 児童数の報告

毎月初日の入会児童名簿並びに新規入会者及び退会者の氏名を当該月の5日までに区長に報告し、事業の利用に係る児童の名簿を提出すること。

② 実績報告

月ごとの事業の実施状況を当該月の翌月5日までに、次に掲げる書類を添えて、区長に報告すること。

ア 開設状況

イ 利用者数

ウ 当該月の指導員の勤務状況表の写し

エ その他、区長が必要と認める書類

③ 決算報告

年に1回収支決算書、その他区長が必要と認める書類を添えて報告する。

6 応募手続

(1) 募集期間

令和7年6月13日（金）から同年8月4日（月）午後3時まで（直接持参）
提出期限以後の変更及び追加は認めない。

(2) 応募者説明会

次のとおり応募方法、応募書類、民設民営学童クラブ業務等について説明会を開催する。

日時 令和7年6月20日（金） 午後4時

場所 中央区役所別館8階 会議室 中央区築地1-1-1

（1団体につき3名までとし、参加希望団体は令和7年6月19日（木）正午までにメールで申し込むこと）

(3) 募集に関する質問の受付

① 受付期間

令和7年6月23日（月）から同年6月25日（水）まで

② 受付方法

質問書を作成の上、電子メールに添付にて送信すること

③ 回答方法

質問回答書を7月7日（月）以降に区ホームページにて公開する

7 提出書類

(1) 中央区民設民営学童クラブ実施事業者申請書

(2) 定款、規約及び履歴事項全部証明書、印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）

(3) 就業規則、給与規定及び職員研修計画

(4) 直近3年分の決算書、確定申告書

(5) 直近1年間の国税及び地方税納税証明書又は納税義務がない場合はその理由を記載した申立書

(6) 経営規模等総括表（その1、その2）及び普通預金・当座預金等の残高証明書（令和7年6月1日現在）

(7) 事業計画書

事業開始する候補地、開始までの具体的かつ詳細なスケジュール

(8) 施設整備経費一覧（任意様式）

施設整備に係る内容や購入品を記載。（補助金の対象とする場合はその旨を記載）

(9) 収支予算書

開設から3年度分の運営経費について収支予算書を作成

(10) 提案書

提案事項は次のとおり

① 基本となる事業実施方針や目標

② 運営方針

ア 開設時間について

保護者の勤務状況等により、午前8時以前や午後7時30分以降の利用についての受入れ

イ 利用料金について

料金の月額は、14,000円を超えない料金設定とすること。
(おやつ代金含む)

ウ 事業者が実施するオプションについて

保護者や子どもが魅力を感じる習い事のプログラムや送迎(学校から学童クラブ、学童クラブから習い事、学童クラブから自宅)、食事の提供など

エ 学童クラブ室の有効利用

児童が利用しない時間帯は、事業者が学童クラブ室を他の用途に使用可能

③ 職員体制

想定している職員配置と勤務体制(役名、資格、勤務形態(常勤・非常勤)を記載すること)、採用、定着への取組

④ 安全管理・危機管理対策

事故防止・安全管理の計画(危機管理対策を含めた具体的計画)、事故発生時の対応マニュアル及び地震や火災、台風等に備えた防災計画

⑤ 健康管理対策

子どもや職員の健康管理指針や各種対策について

⑥ 虐待への対応

虐待の発見、子どもや保護者への対応の指針及び他機関との連携等の方針

⑦ 家庭との連携

⑧ 学校との連携

⑨ 地域とのかかわり

⑩ 苦情への対応

保護者、地域住民からの苦情対応の指針や取組

⑪ 個人情報の保護及び情報開示、情報セキュリティの確保

⑫ 入会基準(区の基準に準じて選考。単年度申請)

⑬ 放課後児童健全育成事業の運営実績(類似事業を含む)

記載内容:名称、所在地、実施期間、施設概要、業務内容、直近2年間の年間経費

⑭ 法人に勤務する学童クラブ職員の直近5年間の平均勤続年数・離職率がわかるもの

⑮ 法人の事業内容が分かるパンフレット等

8 提出方法

提出部数及び提出上の注意事項

(1) 提出部数は、上記7の(1)、(7)~(10)については正本1部、副本5部の提出、(2)~(6)については各1部ずつ正本1部で提出すること。

① 正本は、表紙及び背表紙に、タイトル及び法人名を記入すること。

② 副本は、ファイルの表紙を含めて法人が判別できないよう、法人名等(ロゴ・マーク含む。)が記載されている場合は、黒マジック等で塗抹すること。

③ 書類の名称を記載した台紙とともにファイルに綴じて提出すること。(台紙には数字や記号ではなく書類の名称を記したインデックスを付けること)

- (2) 提出書類は原則A4版の片面印刷で10頁以内で作成し、左2点でホチキス止めで提出すること。

9 応募に際しての留意事項

(1) 接触の禁止

本件業務に従事する区職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じる。接触の事実が認められた場合は失格となることがある。

(2) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできない。

(3) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(4) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

(6) 追加書類の提出

区が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

(7) 提出書類の著作権

応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。本事業において公表する場合、その他本区が必要と認めるときは、本区は提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。なお、選定事業者以外から提出された書類については返却する。

10 事業者の選定

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、書類審査及び現地審査を行う。

(2) 選考の基準

学童クラブに関する考え方（運営方針、職員体制、利用料金、保育内容、安全管理、危機管理方針等）及び既に法人が運営している施設の内容（安全性、衛生面、利用者の処遇等）等を総合的に評価する。

(3) 選定委員会の実施

選定委員会において審査をし決定する。

(4) 審査基準点の設定

審査点数が区の設定した基準点（6割）を下回っている場合は選定対象者とはしない。

(5) 候補者との交渉

第1順位の候補者との協議が成立しない場合は、第2順位、第3順位の候補者と順次協議を行う。

11 結果の通知

審査結果は、応募事業者に文書で通知する。

12 事業の中止又は廃止

事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ「中央区民設民営学童クラブにおける事業の中止(廃止)承認申請書」(第5号様式)により区長に申請をし、その承認を受けなければならない。

13 補助金交付決定の取消し

事業者が次に掲げる事項に該当する場合、補助金の交付決定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 区長が必要と認めるとき。

14 補助金額について

中央区民設民営学童クラブ施設整備費補助金交付要綱及び中央区民設民営学童クラブ運営費補助金交付要綱に基づき交付する。(別表参照)

なお、運営費補助については、令和8年度予算の議決を経て確定する。

15 募集スケジュール

令和7年	6月13日	募集開始
	8月4日	募集申請締切
	9月下旬	事業者決定
	11月上旬	利用者募集
	11月下旬	利用者募集締切・利用者決定
	12月下旬	補助金(開設費補助)申請・交付申請提出
令和8年	1月下旬	補助金交付決定
	4月1日	施設開設

16 その他

応募に当たり追加情報がある場合は、随時、中央区ホームページに掲載する。

問合せ

中央区福祉保健部放課後対策課放課後支援係
〒104-8404 中央区築地1-1-1 地下1階
電話番号 03-6278-8359
メールアドレス houkago_01@city.chuo.lg.jp